

平成30年

第3回 農業委員会総会（月例会）議案

平成30年3月8日

前橋市農業委員会

平成30年 第3回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年3月8日 午後3時00分
- ・閉会日時 平成30年3月8日 午後4時02分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（22名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	16番 井上 隆	17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄
19番 岡田 重雄	20番 須田 一男	21番 石村 利夫	22番 江原 弘
23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘		

・欠席委員（2名）

14番 北爪 きよ子 15番 青木 朱美

・事務局出席者

事務局長 吉井 一夫 補佐 齋藤 孝朗 副主幹 深澤 直純 副主幹 高山 幸治
主任 篠崎 菜穂子 主任 冨澤 和則 臨時職員 宮田 厚子

・付議事件

- (1) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第14号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第16号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

吉井局長 それでは、定刻になりましたので、これより平成30年第3回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、14番 北爪 きよ子委員、15番 青木 朱美委員の2名であります。従いまして在任委員24名中22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長
吉井局長 ◇ (挨拶)

会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくをお願いいたします。

議 長 《堀越会長、議長に就任》

議 長 それでは、平成30年第3回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。20番 須田一男委員、21番 石村 利夫委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。議案第12号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から10番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇ (議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)

整理番号1番から10番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

18番委員 整理番号8、地目が山となっていますが。

深澤副主幹 現況が農地ですので、現況により農地法の許可が必要になります。

議 長 現況主義ですね。最終的には直すのですか。現況証明だすのですか。

深澤副主幹 本人の申請によります。

齋藤補佐 申請がなければそのままです。農地法で現況農地であれば許可が必要になります、今回申請し許可になりますと名義変更ができます。地目を変えるには現況証明をだせば地目を変えることは可能です。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から10番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇ (挙手)

全員賛成でありますので、議案第12号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から10番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第13号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から4番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任 ◇ (議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)

なお、整理番号1番から4番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 なお、整理番号4番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

13番委員 (4班班長) 現地案内図4条の4をご覧ください。申請地は市立滝窪小学校から北東へ約1.2kmに位置し、周辺は、農地と宅地が点在する第一種農地です。面接には申請人、榊の栽培指導者と榊の担当者の3名が来られました。太陽光施設システムの下で榊の栽培を行ないたく申請。土地造成・整地はせず、雨水処理は防草シートを敷き、フェンスは無いとのことでした。

毎年の出荷量報告、出荷有効期限が3年であることを伝えました。調査班としては必要が認められることや被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意

見、ご質問をお願いします。

8番委員

整理番号4番、対象面積が3,073㎡で作付面積が317㎡と資料にあります。他は何か作るのですか。

議長

はい事務局。

齋藤補佐

申請地の農地面積3,073㎡の内支柱部分等0.22㎡と一部既存の農業施設（既に届出済み2a未満）を引いた部分が耕作面積317㎡と記載されています。

8番委員

約9割が農業施設ですか。

齋藤補佐

太陽光以外は、通常の今までの露地野菜を栽培します。

8番委員

総面積は約3,000㎡、支柱等が0.22、作付面積約300㎡、残り2500㎡は農地ですか。

富澤主任

317㎡は太陽光発電施設下、榊の作付面積です。他は従来通りの葉物を作ります。全面太陽光施設でなく、南側だけです。

議長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から4番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第13号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から4番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第14号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から5番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇（議案書、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号1番から4番、書類不備（利用目的太陽光発電施設の設備認定の通知が出ていない）のため保留。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から4番までを保留とし、整理番号5番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第14号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から4番まで保留とし、整理番号5番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第15号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から30番までの審議をお願いします。

高山副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号14番から17番、計画変更の関連案件、書類不備のため保留。

なお、整理番号1番から13番、18番から30番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしてあります。

議長

なお、整理番号1番、2番、8番、20番、23番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

13番委員

（4班班長）

現地案内図5条の1をご覧ください。申請地は市立桃瀬小学校から東へ約250mに位置し、周囲を農地に囲まれた第一種農地です。面接には申請人と行政書士の2名で来られました。申請地は、以前より農産物の集荷場への車両通路用地として使用されていたため是正のための申請です。申請地北側の農産物集荷場として、既存の農業用建物があり、トラクター2台・田植機・コンバインが収納されておりました。集荷場は葉物野菜・ネギ類を仕分け、包装・選別を行っており取扱いは本人7割、富士見の農家の方が3割です。販売先は、道の駅等3ヶ所、販売高は年間約300万円とのことです。販売証明書等・誓約書があり調査班として必要が認められるので許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の2をご覧ください。申請地は道の駅ぐりーんふらわー牧場大胡から南西へ約900mに位置し、周辺を山林、農業施設、農地に囲まれた農用区域内となります。申請人は既存の鶏舎では採卵鶏、10,000羽を営んでおり年間7,000万円の売上を得ているとの事で、隣地を購入し鶏舎を建て規模拡大を図りたい。新鶏舎には約6,000羽の採卵鶏の飼育を計画しているとの事です。土地の造成は行なわず土地を平にし、周囲にフェンス等安全柵を設置、外灯等設置はせず、周辺農地への影響は無いとの事です。調査班長としては必要が認められることや被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の8をご覧ください。申請地は市役所城南支所より北西へ600mに位置し、周囲は、北側は譲渡人の宅地、東側は上武国道、南側は譲渡人の農地、西側は市道を挟んで住宅と農地が混在する第二種農地です。面接には申請人が来られました。申請法人は土木、造園業を従業員6名で経営しているとの事です。以前より太陽光発電事業に参入したく申請、既存の太陽光発電施設は無いとのことです。設置費用はすべて自己資金にて設置し、発電量50kw以下で年間150万円から200万円の売上を見込んでいるとの事です。フェンスの高さは1.5mを計画、土地造成・整地はせず、雨水については浸透式、外灯等照明は設備しないとの事です。調査班としては必要が認められることや被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の20をご覧ください。申請地は市立山王小学校から南へ1.2kmに位置し、周囲は、北側と西側は農地、東側は主要地方道藤岡大胡線、南側は北関東自動車に隣接した第一種農地です。面接には申請代理人が来られました。申請地は店舗(コンビニエンスストア)の立地として円滑な営業を行なうため十分な面積が確保でき、交通量の便が良いことにより集客が十分に見込め、収益可能な立地で、1日100万円の見込み。雨水処理は浸透式、フェンスの高さは1m。申請法人は過去に他の店舗で農地の被災保証問題は一切ないとの事です。また開発許可も出されているとのことです。調査班としては必要が認められることや被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の23をご覧ください。申請地は三夜沢の赤城神社から南西へ約1.7kmに位置し、周辺は、北側は耕作放棄地の農地、東側と西側は道路を挟んで山林、南側は農地で周辺を山林と農地で囲まれた第二種農地です。面接には申請人と行政書士の2名で来られました。申請人は煙火火薬庫と倉庫の建物用地として申請したいとの事です。現在長野の同業者の作業場兼煙火火薬庫の一部を使用しているとのことです。火薬類取締法に基づき土地の選定、開発許可及び建築確認をするそうです。従業員は2名、車両2台で打上花火等年間約3,500万円の売上。土地の造成、整地は行わずトイレは簡易式、水道は使用しない。雨水処理は浸透式、外灯は使用せず、電気は倉庫に設置、フェンスは設置しないとの事です。調査班としては必要が認められることや被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

16番委員
高山副主幹
16番委員
高山副主幹
16番委員
高山副主幹
議長
高山副主幹

整理番号23番、保管量は。

2tまでです。

日常管理者はいますか、泊まりの方はいますか。

常駐管理者はいません。

いなくて大丈夫ですか。

3重の鍵と、4重の扉で厳重な管理、常駐をしなくても大丈夫との事です。

フェンスの設置はしないとのことです。

建物自体は発火防止のため囲みますが、外周は囲みません。

議 長 火薬を保管する法律は。
13番委員 火薬類取締法です。
高山副主幹 土地利用計画図より出入口の詳細説明。
議 長 周りについて質問しましたか。
13番委員 火薬類取締法により、火薬量により人家までの距離の説明を受けました。
議 長 人家が一番近い所でどの位の距離ですか。
齋藤補佐 一番近い人家まで210mです。火薬類取締法、火薬の量により2t以下の場合、60m以内に人家がなければよいとのことです。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号14番から17番を保留とし、整理番号1番から13番、整理番号18番から30番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第15号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号14番から17番を保留とし整理番号1番から13番、整理番号18番から30番までを許可とすることに決定いたします。
なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お祈いします。
次に、議案第16号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎主任 ◇(議案書・順次、区分、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明：農業振興係)
議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第16号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。
次に、協議事項(1)相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を20年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。
つきましては、今回の調査対象者7名の特例農地の状況について、事務局職員にて現地確認した利用状況を報告いたしますので、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。対象者7名の筆、40筆を2月7日に実施しました。その結果、整理番号1番から5番及び7番については、対象農地全筆農地として利用されていることを確認いたしました。整理番号6番については、対象農地2筆の内1筆は農地、他1筆につきましては、農地の一部端の方が駐車場や倉庫となっております。本人に確認しましたところ適用を受ける前より、この様に使用していた経緯があるとのことですので、この内容も含めて税務署に報告致します。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

議 長

整理番号6、1筆につき適用前から駐車場や倉庫として使っていたとの事ですが、適用の時対象にならないのでは。

深澤副主幹

本人に確認したところ、相続で受けた土地、所有者の父親が所有していた土地で一部を駐車場として使っていたとの話でした。税務署では、現状といつごろから使われているのか確認をし、内容を報告下さいとのことです。

議 長

転用してないのですか。

深澤副主幹

転用していませんので、所有者には市街化区域ですので届出を出す様指導致しました。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、報告のあった通りの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、協議事項(1)相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

次に、22ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(3)までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況 7件

○法第5条の届出書の受理状況 28件

○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 29件

報告事項(4)は、2月総会において許可とした法第4条、第5条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(閉会午後4時02分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月8日

議 長

署名人

署名人